シリーズ人権教育　第１３２回

外国人の人権を考える



　日本に入国する外国人の数は、年々増加している傾向にあります。広島県の外国人の推計人口は、３万６２９人（平成２５年３月１日）です。

　東広島市内の外国人（適法に３カ月を越えて在留し、住所を有する外国人）は、４千４１８人（平成２５年３月末）です。

　日本の国際化が進む一方で、外国人の人権に関するいろいろな問題も発生しています。

　例えば、日本語をあまり理解できないことにつけ込み、劣悪な条件のもとで働かせたり、外国人であることを理由にアパートやマンションへの入居を拒否するなどといった問題です。

　また、歴史的経緯を由来とする在日韓国・朝鮮人への嫌がらせや差別発言等も根深い問題です。

　近年、拉致の発覚や北朝鮮当局の日本に対する威圧的な姿勢などを契機に、在日韓

国・朝鮮人の子どもたちに対する暴言・暴行・嫌がらせ等の行為が相次いで発生しています。

　外国人が犯罪を犯すと、その国のすべての人が悪いように言われることがありますが、一律に外国人を排除してしまうことは、人権侵害につながります。

　また、外国人というだけで、いじめの対象となり、未就学などにつながっている場合もあります。

　外国人や、外国人との混血の人の見た目などが、日本人と異なるからという理由で、からかいの対象とすることは許されることではありません。

　世界中の国や地域には、それぞれ異なった文化・宗教・慣習などがありますが、残念ながら、こうした違いが原因で、国際的対立や地域紛争などが発生している地域もあります。

　一人一人が、広い見識を持ち、自分と異なる文化・宗教・言語などを誰もが寛容に受け止め、相違を認めあうことにより、多くの文化が共生する豊かな地域社会が築けるのではないでしょうか。

【参考資料】

　﹁気づき﹂からはじめる　（広島県）

外国人と人権（人権教育啓発推進センター）

**＜広島県の「外国人相談窓口」＞**

ひろしま国際センター

広島市中区中町8-18　広島クリスタルプラザ

**０１２０－７８３－８０６（フリーダイヤル）**

**携帯電話からは：０８２－５４１－３８８８**

※相談時間および対応可能な言語は曜日により違いますので、電話などでご確認ください。

